

富山労働局発表
平成31年4月10日

【照会先】

富山労働局 職業安定部 職業対策課
課長 島田 泰昭
課長補佐 加藤 弘之
地方障害者雇用担当 山岸 さとみ
(電話) 076-432-2793

報道機関各位

平成30年6月1日現在の障害者雇用状況 ～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（民間企業の場合は2.2%（法定雇用率））以上の障害者の雇用を義務としています。

富山労働局では、同法に基づき、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求め、これを集計しましたので、その結果を公表します。

なお、法定雇用率は、平成30年4月1日に改定されています（民間企業の場合は2.0%→2.2%）。

◎ 集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.2%）

- 雇用障害者数は4,235.0人と過去最高を更新。前年より393.5人増加。
- 実雇用率は2.04%と過去最高を更新。前年比0.07ポイント上昇。
- 法定雇用率達成企業の割合は54.9%。前年比3.6ポイント下降。

雇用障害者数や実雇用率は、過去最高を更新したものの、法定雇用率未達成企業は、未だ4割を超える状況にあり、このうち障害者を雇用していない、いわゆる「雇用ゼロ企業」が、未達成企業の半数以上を占めている。

このため、富山労働局においては、従来からの法定雇用率未達成企業に対する指導について、「雇用ゼロ企業」への指導を重点的に実施し、障害者の職域開発・職域拡大の推進を図り、雇用率未達成企業の解消に努めることとし、障害者とその適性に応じて能力を十分に発揮することができる社会づくりのために、広く障害者雇用に対する理解を求め、働くことを希望する障害者が一人でも多く就職できるよう取組みを進めていくこととしている。

一般の民間企業における雇用状況

◇ 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 2.2%の法定雇用率が適用される、一般の民間企業(常用労働者数が45.5人以上規模の企業)において雇用されている障害者の数は4,235.0人で、前年より393.5人(10.2%)増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は3,048.5人(対前年比6.5%増)、知的障害者は811.0人(同12.8%増)、精神障害者は375.5人(同44.7%増)と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2.04%(前年1.97%)で、前年より0.07ポイント上回った。法定雇用率達成企業の割合は54.9%(同58.5%)で、前年より3.6ポイント下回った。

※ 障害者数において1人未満の端数があるのは、重度以外の身体障害者である短時間労働者、重度以外の知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントするためである。

[第1表(1)(2)参照]

◇ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別の雇用されている障害者の数は、45.5~50人未満で34.5人、50~100人未満で680.0人(前年は582.5人)、100~300人未満で1,165.0人(同1,135.0人)、300~500人未満で411.5人(同405.5人)、500~1,000人未満で536.0人(同447.0人)、1,000人以上で1,408.0人(同1,271.5人)と、すべての規模企業で前年を上回った。
- ・ 企業規模別の実雇用率は、45.5~50人未満で1.01%、50~100人未満で1.97%(前年は1.73%)、100~300人未満で1.97%(同1.92%)、300~500人未満で1.88%(同1.88%)、500~1,000人未満で2.12%(同1.98%)、1,000人以上で2.21%(同2.20%)となった。
なお、民間企業全体の実雇用率2.04%(同1.97%)と比較すると、500~1,000人未満及び1,000人以上の企業については全体平均を上回った。
- ・ 企業規模別の法定雇用率達成企業の割合は、45.5~50人未満で30.6%、50~100人未満で58.5%(前年は57.4%)、100~300人未満で58.1%(同62.4%)、300~500人未満で49.2%(同54.1%)、500~1,000人未満で40.0%(同45.7%)、1,000人以上で36.8%(同47.1%)と、従前から報告対象であった企業規模のうち50~100人未満を除くすべての企業規模で前年を下回った。

[第2表参照]

◇ 産業別の状況

- ・ 産業別の雇用されている障害者の数は、「複合サービス事業」を除くすべての業種で前年より増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「宿泊・飲食サービス業」(2.81%)、「生活関連サービス・娯楽業」(2.96%)、「医療・福祉」(2.65%)の3業種は法定雇用率を上回った。

[第4表参照]

◇ 法定雇用率未達成企業の状況

報告対象企業 1,080 社のうち、未達成企業 487 社について、法定雇用率を達成するのに必要な障害者数でみると、

0.5人と1人不足企業	336社（未達成企業に占める割合 69.0%）
1.5人と2人不足企業	87社
2.5人と3人不足企業	31社
3.5人と4人不足企業	19社
4.5人と5人不足企業	5社
5.5人と6人不足企業	4社
6.5人以上不足企業	5社 となっている。

また、障害者雇用を義務付けられた企業のうち、雇用する障害者が0人である企業数は271社で、未達成企業に占める割合は55.6%となっている。

〔第3表参照〕

第1表

(1) 一般の民間企業における障害者雇用状況

(平成30年6月1日現在)

企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者			L. 障害者の数	実雇用率 L÷③ ×100	法定雇用率達成企業の割合
達成	未達成	A. 重度身体障害者				B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者	K. Jの内、注3該当の短時間労働者				
1,080	593	487	210,433	15,666	208,020.0	805	1,267	109	125	163	355	73	114	269	157	56	4,235.0	2.04	54.9
(969)	(567)	(402)	(197,348)	(14,808)	(194,785.0)	(743)	(1,212)	(104)	(122)	(152)	(308)	(57)	(100)	(195)	(129)	(-)	(3,841.5)	(1.97)	(58.5)
																		【2.05】	【45.9】

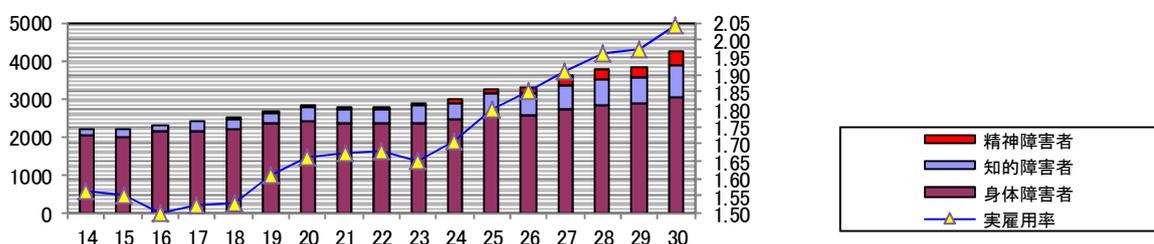
- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数（短時間労働者については1人を0.5人に相当）を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
2. L欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当する者ものとしており、ダブルカウントしている。また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
3. K欄はJ欄の精神障害者である短時間労働者の内、雇入れから3年以内または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の精神障害者である短時間労働者であり、1人に相当するものとしてカウントしている。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + (J - K) \times 0.5 + K = L)$
4. () 内は、平成29年6月1日現在の数値である。
5. 【 】内は、平成30年6月1日現在の全国の数値である。

(2) 障害者雇用の推移 (平成14年～30年)

年	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計	実雇用率	達成企業の割合
14	2,031.0	189.0	0	2,220.0	1.56	54.2
15	1,995.0	180.0	0	2,175.0	1.55	52.8
16	2,133.0	191.0	0	2,324.0	1.50	53.3
17	2,165.0	236.0	0	2,401.0	1.52	53.9
18	2,200.0	256.0	13.0	2,469.0	1.53	53.2
19	2,334.0	297.0	25.5	2,656.5	1.61	57.3
20	2,389.0	367.0	43.5	2,799.5	1.66	59.4
21	2,332.0	365.0	55.5	2,752.5	1.67	60.2
22	2,352.0	375.0	66.0	2,793.0	1.68	58.9
23	2,377.5	427.0	87.0	2,891.5	1.65	54.7
24	2,440.5	463.0	97.0	3,000.5	1.71	57.3
25	2,585.5	543.0	138.5	3,267.0	1.80	54.3
26	2,646.0	590.0	181.0	3,417.0	1.85	54.7
27	2,734.0	627.5	233.0	3,594.5	1.91	56.2
28	2,835.5	661.5	254.0	3,751.0	1.96	57.5
29	2,863.0	719.0	259.5	3,841.5	1.97	58.5
30	3,048.5	811.0	375.5	4,235.0	2.04	54.9

< 障害者の数(人) >

< 実雇用率(%) >



第2表

一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成30年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者			L. 障害者の数	実雇用率 L÷③ ×100	法定雇用率達成企業割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者	K. Jの内、注3該当の短時間労働者			
計	1,080 (969)	593 (567)	487 (402)	210,433 (197,348)	15,666 (14,808)	208,020.0 (194,785.0)	805 (743)	1,267 (1,212)	109 (104)	125 (122)	163 (152)	355 (308)	73 (57)	114 (100)	269 (195)	157 (129)	56 (-)	4,235.0 (3,841.5)	2.04 (1.97)	54.9 (58.5)
45.5～50人未満	72 (-)	22 (-)	50 (-)	3,211 (-)	432 (-)	3,427.0 (-)	5 (-)	11 (-)	3 (-)	2 (-)	0 (-)	5 (-)	0 (-)	1 (-)	4 (-)	0 (-)	0 (-)	34.5 (-)	1.01 (-)	30.6 (-)
50～100人未満	499 (476)	292 (273)	207 (203)	34,085 (33,249)	4,036 (3,657)	34,602.0 (33,659.5)	74 (71)	200 (183)	31 (24)	33 (28)	29 (30)	64 (51)	31 (20)	60 (45)	43 (33)	96 (66)	21 (-)	680.0 (582.5)	1.97 (1.73)	58.5 (57.4)
100～300人未満	387 (380)	225 (237)	162 (143)	60,513 (60,305)	5,222 (5,385)	59,165.0 (59,218.5)	191 (192)	365 (369)	36 (39)	48 (46)	48 (47)	115 (110)	20 (17)	37 (39)	79 (61)	38 (37)	21 (-)	1,165.0 (1,135.0)	1.97 (1.92)	58.1 (62.4)
300～500人未満	63 (61)	31 (33)	32 (28)	22,058 (22,036)	1,690 (1,779)	21,863.0 (21,559.5)	76 (73)	131 (138)	10 (13)	12 (15)	15 (15)	47 (43)	5 (4)	6 (4)	23 (18)	5 (8)	4 (-)	411.5 (405.5)	1.88 (1.88)	49.2 (54.1)
500～1000人未満	40 (35)	16 (16)	24 (19)	26,587 (23,619)	1,362 (1,225)	25,269.0 (22,566.5)	120 (95)	166 (147)	15 (14)	12 (14)	20 (18)	28 (23)	8 (8)	4 (5)	25 (16)	7 (7)	5 (-)	536.0 (447.0)	2.12 (1.98)	40.0 (45.7)
1000人以上	19 (17)	7 (8)	12 (9)	63,979 (58,139)	2,924 (2,762)	63,694.0 (57,781.0)	339 (312)	394 (375)	14 (14)	18 (19)	51 (42)	96 (81)	9 (8)	6 (7)	95 (67)	11 (11)	5 (-)	1,408.0 (1,271.5)	2.21 (2.20)	36.8 (47.1)

- (注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数(短時間労働者については1人を0.5人に相当)を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。
 2. L欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。
 3. K欄はJ欄の精神障害者である短時間労働者の内、雇入れから3年以内または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の精神障害者である短時間労働者であり、1人に相当するものとしてカウントしている。
 $(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + (J - K) \times 0.5 + K = L)$
 4. ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。

第3表

障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(平成30年6月1日現在)

区分	法定雇用率未達成企業数	不足数							障害者数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上	
規模計	487	336	87	31	19	5	4	5	271
45.5人～50人未満	50	50	-	-	-	-	-	-	47
50人～100人未満	207	195	12	-	-	-	-	-	181
100人～300人未満	162	79	64	17	1	1	-	-	43
300人～500人未満	32	10	5	3	11	2	1	-	-
500人～1000人未満	24	2	5	8	6	1	1	1	-
1000人以上	12	-	1	3	1	1	2	4	-

- (注) 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第4表

一般の民間企業における主な産業別障害者の雇用状況

(平成30年6月1日現在)

	企業数			常用労働者数 ①	短時間労働者数 ②	算定基礎労働者数 ③	身体障害者				知的障害者				精神障害者			L. 障害者の数	実雇用率 L÷③×100	法定雇用率達成企業の割合
	達成	未達成					A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者	F. 重度以外の知的障害者	G. 重度知的障害者である短時間労働者	H. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	I. 精神障害者	J. 精神障害者である短時間労働者	K. Jのうち、注3該当短時間労働者			
計	1,080 (969)	593 (567)	487 (402)	210,433 (197,348)	15,666 (14,808)	208,020.0 (194,785.0)	805 (743)	1,267 (1,212)	109 (104)	125 (122)	163 (152)	355 (308)	73 (57)	114 (100)	269 (195)	157 (129)	56 (-)	4,235.0 (3,841.5)	2.04 (1.97)	54.9 (58.5)
																			【2.05】	【45.9】
建設業	56 (47)	27 (22)	29 (25)	8,004 (7,455)	184 (150)	6,684.0 (6,202.0)	21 (14)	53 (47)	3 (2)	5 (4)	0 (1)	4 (1)	0 (0)	0 (1)	8 (8)	2 (1)	2 (-)	114.5 (91.0)	1.71 (1.47)	48.2 (46.8)
																			【1.82】	【45.5】
製造業	394 (356)	206 (210)	188 (146)	96,713 (92,727)	2,498 (2,439)	97,409.0 (93,403.5)	436 (416)	567 (573)	15 (16)	21 (16)	63 (59)	184 (161)	12 (11)	6 (4)	121 (96)	14 (12)	8 (-)	1,921.5 (1,823.0)	1.97 (1.95)	52.3 (59.0)
																			【2.06】	【52.1】
情報通信業	25 (23)	10 (7)	15 (16)	8,211 (3,731)	63 (55)	8,242.5 (3,758.5)	34 (11)	43 (11)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (1)	0 (0)	0 (-)	125.0 (34.0)	1.52 0.90	40.0 (30.4)
																			【1.70】	【25.4】
運輸・郵便業	58 (51)	40 (30)	18 (21)	11,571 (11,288)	620 (610)	9,388.0 (9,148.0)	34 (29)	83 (83)	6 (8)	6 (9)	1 (1)	14 (14)	3 (1)	0 (1)	15 (14)	4 (4)	1 (-)	196.5 (187.0)	2.09 (2.04)	69.0 (58.8)
																			【2.12】	【51.9】
卸・小売業	155 (141)	71 (70)	84 (71)	20,850 (20,014)	4,085 (4,093)	22,817.5 (21,982.5)	55 (56)	110 (108)	13 (11)	16 (20)	42 (35)	43 (39)	16 (15)	16 (17)	28 (17)	17 (15)	11 (-)	434.0 (398.0)	1.90 (1.81)	45.8 (49.6)
																			【1.84】	【36.2】
金融・保険業	16 (15)	10 (10)	6 (5)	6,996 (7,003)	590 (600)	7,291.0 (7,303.0)	34 (33)	48 (44)	5 (7)	7 (8)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (6)	0 (0)	0 (-)	135.5 (129.0)	1.86 (1.77)	62.5 (66.7)
																			【2.03】	【35.4】
宿泊・飲食サービス業	27 (19)	13 (10)	14 (9)	3,420 (2,991)	965 (779)	3,902.5 (3,380.5)	16 (10)	20 (20)	7 (7)	11 (8)	11 (12)	7 (6)	8 (6)	4 (4)	5 (4)	1 (2)	1 (-)	109.5 (94.0)	2.81 (2.78)	48.1 (52.6)
																			【1.94】	【43.2】
生活関連サービス・娯楽業	24 (18)	14 (10)	10 (8)	3,185 (2,808)	544 (490)	3,457.0 (3,053.0)	9 (5)	24 (22)	6 (6)	8 (4)	12 (12)	17 (15)	0 (0)	3 (3)	6 (3)	3 (3)	1 (-)	102.5 (85.0)	2.96 (2.78)	58.3 (55.6)
																			【2.23】	【40.8】
教育・学習支援業	15 (13)	8 (7)	7 (6)	1,711 (1,556)	268 (230)	1,445.0 (1,302.0)	7 (7)	8 (6)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	22.0 (20.5)	1.52 (1.57)	53.3 (53.8)
																			【1.63】	【35.2】
医療・福祉	180 (168)	127 (126)	53 (42)	26,651 (25,905)	3,084 (2,894)	23,423.0 (22,689.0)	69 (70)	150 (153)	40 (36)	31 (35)	24 (24)	53 (44)	31 (20)	81 (64)	36 (28)	109 (88)	29 (-)	621.0 (562.5)	2.65 (2.48)	70.6 (75.0)
																			【2.57】	【59.5】
複合サービス事業	15 (14)	7 (7)	8 (7)	3,305 (3,331)	144 (143)	3,377.0 (3,402.5)	12 (15)	20 (19)	1 (0)	3 (1)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (-)	53.5 (57.5)	1.58 (1.69)	46.7 (50.0)
																			【1.91】	【40.1】
サービス業	83 (75)	49 (47)	34 (28)	10,833 (9,824)	2,446 (2,198)	11,557.0 (10,428.0)	36 (31)	80 (67)	11 (11)	16 (16)	7 (5)	25 (21)	3 (4)	2 (4)	21 (10)	5 (2)	2 (-)	238.5 (196.0)	2.06 (1.88)	59.0 (62.7)
																			【2.01】	【43.7】

(注) 1. 算定基礎労働者数とは、常用労働者数と短時間労働者数(短時間労働者については1人を0.5人に相当)を合計した数から除外率相当の労働者数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者である。

2. L欄の障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計である。A欄の重度身体障害者及びE欄の重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントしている。また、C欄の重度身体障害者である短時間労働者、G欄の重度知的障害者である短時間労働者については1人に相当するものとしている。D欄の重度以外の身体障害者である短時間労働者、H欄の重度以外の知的障害者である短時間労働者、J欄の精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

3. K欄はJ欄の精神障害者である短時間労働者の内、雇入れから3年以内または、精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の精神障害者である短時間労働者であり、1人に相当するものとしてカウントしている。

$$(A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 2 + F + G + H \times 0.5 + I + (J - K) \times 0.5 + K = L)$$

4. ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。

5. 【 】内は、平成30年6月1日現在の全国の数値である。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|----|---|---|
| ○ 民間企業 | …… | 〔 | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] |
| | | | (45.5人 [50人] 以上規模の企業) |
| | | 〕 | 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] |
| | | | 〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 | …… | | 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… | | 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること